

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令(令和8年飯塚市訓令第1号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第3号

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 飯塚市男女共同参画推進センターに勤務する職員の勤務時間</u> <u>については、次のとおりとし、4週間を通じて1週間の勤務時間が</u> <u>38時間45分となるように主管課長が割り振るものとする。</u></p> <p><u>(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p><u>(2) 土曜日 午前8時30分から午後零時30分まで</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p><u>12 (略)</u></p>	<p>(特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和8年3月1日から施行する。